

平成 23 年 9 月 21 日

支 部 長 様

(社) 長野県建築士会  
会 長 関 邦則

新法人の選択についての検討状況報告について

新法人の選択については、先日 9 月 2 日の理事会において、ご協議いただいたところですが、その際、会員への周知を図るための資料をとのお話があり、別紙のとおり作成しましたのでご活用をお願いします。

なお、本資料は「建築士ながの 10 月号」にも掲載する予定です。

## 新法人の選択についての検討状況報告

(最終判断に向けての経過説明・意見交換のための資料)

平成 23 年 9 月 8 日

長野県建築士会 会長 関 邦則

組織運営検討特別委員長 場々洋介

ここ数年、長野県建築士会にとって、公益法人法改革に伴う新法人の選択は大変大きな課題となっていました。今まで諸問題の検討を進めて来ることができましたのは、皆様のご理解とご協力によるものであり、深く感謝申し上げます。

日本建築士会連合会が早々に「公益社団法人」で方向付けをしたもの、その後、全国各県建築士会はとまどいながらそれぞれの実状に合わせた選択をしているようです。私たちが、会計統合を先行し新法人の選択を後回しにしてきた背景には、重要な問題について入念に研究する時間がほしいということだけでなく、各県建築士会や他団体などの周囲の“状況”もよく見ながら判断したいという目論見がありました。全会員の声を聞くことは不可能だとしても、それでもできるだけ多くの機会に会員の“意向”も聞いてきましたし、団体としての“実力”に関する問題点のチェックや将来のシミュレーションもしてきました。このように、私たちは目の前にさし迫った選択に対して、“状況と意向と実力”といった様々な側面から客観的総合的に検証を進めてきました。

理想と現実のたとえのごとく、選択に対しては大変悩ましい状況になっていますが、私たちは決して安易に選択を済ませようと考えているわけではありません。今後の建築士会にとっての重要な判断となることに対して、軽率であってはならないという考え方で、慎重に進めてきたつもりですので、お汲み取りいただきたいと思います。

表題は、新法人の選択についての報告となっておりますが、間接的に重要な問題も含まれておりますので、改めて内容についてご理解を深めていただきますようお願いいたします。

新法人の選択については来年（平成 24 年 5 月）の総会において決定していきたいと申し上げてきたところですが、その前段階として会員の声を聞くことや理事会での承認を得ることといった手続きを踏んでいくことを考えると、早めに一定の方向づけの提案を示して、理解を求めるここと意見を聞くことのキャッチボールをしていくことが必要であると考えました。そういうことを踏まえて、ここに検討状況報告の資料をまとめさせていただきました。この資料は、今まで組織運営検討委員会及び役員が検討してきた経過であるとともに、会員の意見をお聞きするための資料として作成したつもりです。去る 9 月 2 日の理事会で説明申し上げた資料を元に、加筆および整理を行ったものですが、できるだけわかりやすくするという意図ですので、事情ご賢察くださいますようお願い申し上げます。

**■既確認事項****1：協力費について**

・平成 25 年 4 月より廃止する。

**2：会費統一について**

・平成 25 年 4 月より統一をはかる。(平成 22 年理事会承認)

**■提案事項****3：新法人の選択について（案）**

「公益社団法人」取得を将来の視野に入れながら、現時点では「一般社団法人」を選択したい。

判断の背景・・・長野県建築士会は、創立以来 60 年に渡り、専門資格者団体として、できるだけ多くの建築士に加入していただくよう働きかけながら、会員の資質研鑽や仲間づくりといった共益的事業を中心として活動してきました。会費で成り立つ団体としては、ここを外すわけにはいきませんが、時代の様相は少しづつ変わってきています。

これから時代の流れの中では、行政への協力や災害時における支援活動に限らず、さらに平常的に地域社会との接点を意識した公益性のある活動を期待されてくると思われます。会員のなかにもそうした意識が膨らみつつあるのを感じることができます。「公益社団法人」と「一般社団法人」に付きまとう序列的なイメージに振り回されるのではなく、専門技術者団体にとって、今まで以上に活動の幅を広げていくことが、次代のニーズに対する先取りであり有意義なことであると認識することが必要だと思われます。

しかし、現在の長野県建築士会にとって、「公益社団法人」を取得するにはいくつかの不安要素があります。なかには、団体としての存続に関わると思われる大きな問題も含まれます。当面は、そうしたリスクを回避するために体制の見直しや立て直しを優先せざるを得ないと考えられますので、これからは徐々に社会貢献を重ね、会員一同が「公益社団法人」の意義や特性や内容を十分理解し、移行を確信した時点で再考するのが最も妥当な判断だと考えています。

自分自身を客観的に見つめることも時には必要なことだと思います。

**(財政面での不安)**

理由 1：財政面で困窮している状態が、会計統合によって明らかになってきました。会員は年々減少していますが、それ以前に、既に非常に厳しい状況におかれている支部もあります。この問題は、新法人の選択以前の重大な問題であり、財政的安定がないと団体として存続できません。

理由 2：建築士会館運営（収益事業）を、本会会計から切り離すことはできません。耐震補強等の負担をしつつ貸ビル運営していくことになる組織の收支が成立しません。

理由3：証紙等販売（収益事業）を今すぐにやめることはできません。効率面で言えばやめたほうがよいところもあるようですが、事情があつてやめることが難しい支部もあります。

証紙等販売を含む会計における公益事業比率の試算では25～30%しか確保できません。

証紙等販売をやめた会計における公益事業比率の試算においても50～55%しか確保できず、永続についての不安をぬぐい去ることはできません。

なお、諸申請手数料が現金化されるようなことになれば、それに代わる新たな収入源を見出さなければならぬことになりますが、これまた難問です。

#### （制度面での不安）

理由4：「公益社団法人」に要求される条件である公益事業比率（50%）の維持と、収支相償（収入と支出が同額）が、将来において、建築士会の存続に関わるリスクとなる可能性があります。「公益社団法人」を取得して、その後公益事業比率が50%以下になってしまった際には、所有する資産を手放さなければならず、その重圧は相当なものとなります。「一般社団法人」が公益活動をすることに何ら問題があるわけでもなく、比率に拘束されない自由な組織運営が続けられます。

理由5：原則的に、会費で成り立つ団体は共益活動が主体となっているはずです。このことだけを考えると「公益社団法人」への道はないように見えてしまいますが、会員の理解が浸透し、実際の活動面で地域社会に対する公益的な事業を開拓できるようになることによって、「公益社団法人」へ移行する希望を持っていきたいと思います。これまでの建築士会とは様相の変わることも出てくるため、会員の理解を得るのに時間がかかる可能性があります。

#### ※新法人の選択について（案）についての今後のスケジュール

9月2日 理事会	組織運営検討特別委員会・新法人移行推進会議・三役会での検討経過を報告し、席上意見を募った。
	11月の新法人移行推進会議までに各支部で協議していく ただくように依頼した。
11月○日 新法人移行推進会議	最終的な意見交換を行いたい。
12月9日 理事会	議案化承認をお願いしたい。
24年5月 通常総会	成立をお願いしたい。

#### ■検討事項

##### 4：財政再建について

- ・会員数の変動や経費削減等を総合的にシミュレーションし、金額に関する方向を23年度に出したい。
- ・会費を統一することに伴う支部活動費の割り振り等のルールを検討する。

5：支部事務局配置について

- ・各支部の地域バランスを考え、平成 25 年 4 月には再編を行いたい。
- ・「一般社団法人」を選択することによって、地方事務所における事務局配置に影響が出る可能性もあるが、その時点での判断による要素もあり、現時点では未定。(法定団体であることをもって、公益性を強調していきたい)

6：定款変更について

- ・将来的に「公益社団法人」に移行しても通用する内容でどうか。(総務・情報委員会担当)
- ・理事は三役の他、支部長及び委員長を加えた範囲で検討する。
- ・総会の成立については、代議員制を検討する。代議員の人数については、概ね会員 50 名に対して代議員 1 名が適当との意見が出されている。
- ・平成 24 年 5 月の通常総会にて成立をお願いする。